

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月1日
【四半期会計期間】	第139期第1四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
【会社名】	ホウライ株式会社
【英訳名】	HORAI Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺本 敏之
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
【電話番号】	03(6810)8100
【事務連絡者氏名】	執行役員財務企画部長 三野 眞
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
【電話番号】	03(6810)8117
【事務連絡者氏名】	執行役員財務企画部長 三野 眞
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) ホウライ株式会社 大阪支店 (大阪市浪速区難波中一丁目12番5号) ホウライ株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦一丁目20番19号) ホウライ株式会社 千本松事務所 (栃木県那須塩原市千本松799)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第138期 第1四半期 累計期間	第139期 第1四半期 累計期間	第138期
会計期間	自2020年10月1日 至2020年12月31日	自2021年10月1日 至2021年12月31日	自2020年10月1日 至2021年9月30日
営業収益 (千円)	1,313,450	1,176,746	4,846,745
経常利益 (千円)	181,586	209,587	358,361
四半期(当期)純利益 (千円)	139,211	145,129	214,036
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	4,340,550	4,340,550	4,340,550
発行済株式総数 (株)	1,404,000	1,404,000	1,404,000
純資産額 (千円)	7,993,065	8,217,206	8,122,991
総資産額 (千円)	19,169,473	18,545,072	19,021,599
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	99.70	103.94	153.29
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	50.00
自己資本比率 (%)	41.7	44.3	42.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため該当事項はありません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、各期ともに潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。詳細については、「第4[経理の状況]1[四半期財務諸表][注記事項](会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和される中、企業収益、個人消費ともに持ち直しの動きが見られたものの、供給網の混乱や原材料価格の高騰、新種の変異株ウイルスによる感染の再拡大懸念等の景気下振れリスクから、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況下、当社は各事業がそれぞれの特性に応じた施策の推進に努めました。営業収益は、当第1四半期会計期間の期首から適用される「収益認識に関する会計基準」等の影響もあり、不動産事業は前年同期を上回りましたが、保険事業、千本松牧場、ゴルフ事業は前年同期を下回り、全体では前年同期比減収となりました。営業総利益は、不動産事業、千本松牧場は前年同期を上回りましたが、保険事業、ゴルフ事業は前年同期を下回り、全体では前年同期比減益となりました。一般管理費は前年同期をわずかに下回り、営業利益は前年同期比減益となりました。

当第1四半期累計期間の経営成績は、営業収益が1,176百万円（前年同期比136百万円減）、営業総利益は250百万円（前年同期比56百万円減）、一般管理費は156百万円（前年同期比1百万円減）となり、営業利益は93百万円（前年同期比55百万円減）となりました。営業外収益にゴルフ会員権消却益120百万円（前年同期比83百万円増）を計上したことを主因に、経常利益は209百万円（前年同期比28百万円増）、四半期純利益は145百万円（前年同期比5百万円増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。詳細については、「第4〔経理の状況〕1〔四半期財務諸表〕〔注記事項〕（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

セグメント別の経営成績は、次のとおりです。

保険事業

お客様とのリレーションを深めつつ、リスク分析や個々のニーズに応じた保険商品の提案を行う等、お客様に寄り添ったコンサルティングを推進しました。営業収益は、生命保険分野は新規のご契約を数多くいただき増加しましたが、損害保険分野は更改を迎える契約の減少を主因に減少し、全体で246百万円（前年同期比62百万円減）となりました。営業原価は業務改善の取り組みに伴う費用増加を主因に前年同期を上回り、営業総利益は55百万円（前年同期比67百万円減）となりました。

不動産事業

所有不動産の入居率はほぼ満室状態で安定的に推移し、「収益認識に関する会計基準」等の適用の影響もありましたが、営業収益は301百万円（前年同期比3百万円増）となりました。営業原価は経費等の抑制により前年同期を下回り、営業総利益は189百万円（前年同期比13百万円増）となりました。

千本松牧場

新型コロナウイルス感染症の影響により先行き不透明な状況が続く中、観光施設はご来場者数が前年同期を下回り、前年同期比減収となりましたが、新しい牧場のコンセプト「PURE MILK FARM」に基づく牧場のリニューアルに引き続き取り組み、各種メディアを通じて大々的に対外発信いたしました。10月にはロゴマークや牛乳パッケージを一新して、お客様から大変なご好評をいただき、11月には売店に地産品コーナーを新設して、地元産チーズやワイン、肉製品の取り扱いを拡充いたしました。外販営業は、地元量販店、ギフト商社向けが伸長し、前年同期比増収となりました。酪農は搾乳牛の累計頭数、1頭当たりの搾乳量とも増加いたしました。この結果、営業収益は全体で411百万円（前年同期比58百万円減）となりました。営業原価は「収益認識に関する会計基準」等の適用の影響を主因に前年同期を下回り、営業総損失は10百万円（前年同期比4百万円改善）となりました。

ゴルフ事業

ゴルフ場の基盤であるコースコンディションの更なる向上に努め、引き続きご来場者様から高い評価をいただけたことに加え、Webを主体とする魅力あるプレープランのご案内、ホウライカントリー倶楽部でのセルフプレー継続、西那須野カントリー倶楽部での市民ゴルフ大会の開催等、より多くの方にご来場いただけるよう努めました。また、クラブハウス売店の品揃え充実やセット割引販売、接客やレストラン食事評価の一段の向上等、ご来場者様によりご満足いただけるゴルフ場作りに取り組み、10月～11月は前年同期を上回るご来場をいただきましたが、12月は降雪等の影響でご来場者数が前年同月を大幅に下回りました。この結果、ご来場者数は前年同期を下回り、営業収益は217百万円（前年同期比18百万円減）となりました。営業原価は、ご来場者数の減少に伴う支払手数料や販売促進費の減少に加え人件費の抑制に努めたことから前年同期を下回り、営業総利益は16百万円（前年同期比6百万円減）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における総資産は、18,545百万円となり、前事業年度末と比較して476百万円減少しました。

流動資産は、現金及び預金の減少を主因に前事業年度末比423百万円減少し、3,712百万円となりました。固定資産は、有形固定資産の減少を主因に前事業年度末比52百万円減少し、14,833百万円になりました。

負債は、長期預り保証金の減少を主因に、前事業年度末に比較して570百万円減少し、10,327百万円になりました。

純資産は、四半期純利益の計上を主因に、前事業年度末に比較して94百万円増加し、8,217百万円になりました。自己資本比率は44.3%と、前事業年度末に比較して1.6ポイント上昇しました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,720,000
計	3,720,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,404,000	1,404,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	1,404,000	1,404,000		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	-	1,404	-	4,340,550	-	527,052

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,700	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,389,200	13,892	同上
単元未満株式	普通株式 7,100	-	-
発行済株式総数	1,404,000	-	-
総株主の議決権	-	13,892	-

(注) 「単元未満株式」欄には当社保有の自己株式44株が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) ホウライ株式会社	東京都中央区 日本橋堀留町1-8-12	7,700	-	7,700	0.54
計		7,700	-	7,700	0.54

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 3,638,441	1 3,195,282
受取手形及び売掛金	263,287	242,945
商品及び製品	104,259	93,520
仕掛品	8,204	18,216
原材料及び貯蔵品	37,563	43,317
その他	84,255	118,823
貸倒引当金	103	81
流動資産合計	4,135,909	3,712,025
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2 3,661,459	2 3,616,689
土地	2 8,266,772	2 8,266,772
その他(純額)	2 1,830,331	2 1,848,815
有形固定資産合計	13,758,562	13,732,277
無形固定資産	24,470	23,810
投資その他の資産		
その他	1,125,656	1,099,957
貸倒引当金	23,000	23,000
投資その他の資産合計	1,102,656	1,076,957
固定資産合計	14,885,689	14,833,046
資産合計	19,021,599	18,545,072
負債の部		
流動負債		
買掛金	76,349	100,577
未払法人税等	55,338	33,184
1年内返済予定の長期借入金	2 100,000	2 100,000
引当金	96,706	40,191
その他	965,288	654,393
流動負債合計	1,293,682	928,346
固定負債		
長期預り保証金	6,445,030	6,247,375
長期借入金	2 2,800,000	2 2,800,000
引当金	105,470	112,845
資産除去債務	97,838	98,072
その他	156,585	141,226
固定負債合計	9,604,924	9,399,519
負債合計	10,898,607	10,327,866
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,340,550	4,340,550
資本剰余金	527,052	527,052
利益剰余金	3,139,760	3,215,076
自己株式	18,971	18,971
株主資本合計	7,988,390	8,063,707
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	134,601	153,498
評価・換算差額等合計	134,601	153,498
純資産合計	8,122,991	8,217,206
負債純資産合計	19,021,599	18,545,072

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
営業収益	1,313,450	1,176,746
営業原価	1,006,420	926,173
営業総利益	307,029	250,573
一般管理費	158,253	156,983
営業利益	148,776	93,590
営業外収益		
受取利息	3	4
受取配当金	2,574	2,857
会員権消却益	37,625	120,720
その他	9,139	4,093
営業外収益合計	49,342	127,675
営業外費用		
支払利息	8,043	7,770
乳牛除売却損	4,221	2,374
ゴルフ関連調査研究費	3,827	1,528
その他	440	5
営業外費用合計	16,533	11,678
経常利益	181,586	209,587
特別損失		
固定資産除売却損	462	94
特別損失合計	462	94
税引前四半期純利益	181,123	209,492
法人税、住民税及び事業税	19,290	21,665
法人税等調整額	22,622	42,697
法人税等合計	41,912	64,363
四半期純利益	139,211	145,129

【注記事項】

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・代理人取引

不動産事業及び千本松牧場の一部の取引において、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

・有償支給取引

千本松牧場における有償支給取引については、従来は、支給品の譲渡に関してはその対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該取引が有償支給取引に該当する場合には、当該支給品の譲渡に関する収益は認識しない方法に変更しております。

・一定期間にわたり履行義務を充足する取引

ゴルフ事業の一部の取引については、従来は、一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書き並びに第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第1四半期累計期間の営業収益は75,967千円減少し、営業原価は72,242千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ3,725千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」及び「前受金」は、当第1四半期会計期間より「その他（契約負債）」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り）

当第1四半期累計期間については、前事業年度の有価証券報告書に記載した「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り」について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 現金及び預金

前事業年度(2021年9月30日)

現金及び預金のうち151,757千円は、当社が損害保険代理店として、保険契約者より領収した損害保険料を損害保険会社に納付するまでの一時預り金であり、資金使途が制限されており専用口座に別途保管しております。

当第1四半期会計期間(2021年12月31日)

現金及び預金のうち57,429千円は、当社が損害保険代理店として、保険契約者より領収した損害保険料を損害保険会社に納付するまでの一時預り金であり、資金使途が制限されており専用口座に別途保管しております。

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
建物	1,208,797千円	1,191,695千円
構築物	698	684
機械及び装置	3,386	3,257
土地	3,073,339	3,073,339
合計	4,286,222	4,268,976

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	100,000千円	100,000千円
長期借入金	2,800,000	2,800,000
合計	2,900,000	2,900,000

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2020年10月1日 至2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自2021年10月1日 至2021年12月31日)
減価償却費	78,691千円	78,023千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自2020年10月1日至2020年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年12月18日 定時株主総会	普通株式	69,815	50	2020年9月30日	2020年12月21日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自2021年10月1日至2021年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年12月17日 定時株主総会	普通株式	69,812	50	2021年9月30日	2021年12月20日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自2020年10月1日至2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	保険事業	不動産 事業	千本松牧場	ゴルフ 事業	計		
営業収益							
外部顧客への営業収益	308,933	298,120	469,816	236,580	1,313,450	-	1,313,450
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	-	-	1,885	-	1,885	1,885	-
計	308,933	298,120	471,702	236,580	1,315,336	1,885	1,313,450
セグメント利益又は損失()	123,598	175,738	15,167	22,859	307,029	158,253	148,776

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 158,253千円は、各報告セグメントに配分していない
 全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間（自2021年10月1日 至2021年12月31日）

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額 (注) 2
	保険事業	不動産 事業	千本松牧場	ゴルフ 事業	計		
営業収益							
顧客との契約から生 じる収益	246,651	301,270	411,114	217,709	1,176,746	-	1,176,746
外部顧客への営業収 益	246,651	301,270	411,114	217,709	1,176,746	-	1,176,746
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	-	-	1,576	-	1,576	1,576	-
計	246,651	301,270	412,691	217,709	1,178,323	1,576	1,176,746
セグメント利益又は損 失()	55,645	189,080	10,515	16,363	250,573	156,983	93,590

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 156,983千円は、各報告セグメントに配分していない
 全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおり、収益認識会計基準等を当第1四半期会計期間の期首
 から適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法
 を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期累計期間の営業収益は、「不動産事業」で10,282
 千円、「千本松牧場」で61,959千円それぞれ減少しておりますが、両事業におけるセグメント利益又は損
 失に影響はありません。また、「ゴルフ事業」の営業収益は3,725千円減少しており、セグメント利益は
 3,725千円減少しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりでありま
 す。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益	99円70銭	103円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	139,211	145,129
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	139,211	145,129
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,396	1,396

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月1日

ホウライ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 貴也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 達

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているホウライ株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第139期事業年度の第1四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ホウライ株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか

か結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。